

木古内町マスコットキャラクター「キーコ」デザイン等使用について

当町のマスコットキャラクターである「キーコ」のイラスト、立体物又はこれらに準ずる物（以下「キーコデザイン等」という。）に関する一切の権利は、当町にあるので、商品、景品その他商品パッケージ及びこれらに準ずる物（以下「製品等」という。）に使用するときの方法について、次に定めるとおりとする。

（キーコデザイン等の使用届出）

第1条 キーコデザイン等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）

は、キーコデザイン等使用届出書（別記様式）に、製品等の企画書及び使用者の概要がわかる書面（使用者が個人でない場合）を添えて、町に届け出るものとする。

2 前項により届け出た内容に変更が生じた場合は、再度届け出るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、届け出を要しない。

(1) 町が関与する事業で使用するとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 道内市町村が使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

（キーコデザイン等の使用料金）

第2条 キーコデザイン等の使用料金は、無償とする。

（遵守事項）

第3条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) キーコデザイン等の色は変更しないこと。ただし、白黒印刷のときはこの限りでない。

(2) 製品等には「木古内町マスコットキャラクター キーコ」と標記すること。

(3) 町の品位を傷つけないこと。

(4) 法令又は公序良俗に反しないこと。

(5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えること。

(6) 「キーコ」のイメージを損なわないこと。

(7) その他町がキーコデザイン等の使用について不適當であると認める事項を行わないこと。

（使用是正及び禁止）

第4条 町は、使用者が前条各号に定める事項を遵守しない場合は、使用の是正又は禁止を求める。その際に使用者に生じた損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

(製品等の提出)

第5条 使用者は、製品等が完成した場合は、速やかに町に提出するものとする。ただし、提出が困難な物については、その写真をもって代えることができる。

(その他)

第6条 町は、使用者がキーコデザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、一切の責任を負わないものとする。